

さすがねっと NプランWi-Fiルーターレンタル利用規約

大阪ガス株式会社

第1条 (本規約)

大阪ガス株式会社（以下「当社」といいます）は、さすがねっと NプランWi-Fiルーターレンタル利用規約（以下「本規約」といいます）に基づき、「さすがねっと Nプラン」を利用するためのv6 コネクト対応Wi-Fiルーターのレンタルサービス（以下「本レンタルサービス」といいます）を提供します（以下レンタルを受ける者を「契約者」といいます）。

- 2 本レンタルサービスについて本規約に定めのない事項は、本規約に別途定めるものを除き、当社が定める「さすがねっと Nプラン契約約款」（以下「約款」といいます）の定めが適用又は準用されます。本規約の定めと約款の定めとが抵触する場合、本レンタルサービスに関する限り、本規約の定めが優先して適用されます。

第2条 (本規約の範囲、変更及び通知)

本規約は、契約者と当社との間の本レンタルサービスに係る契約（以下「レンタル契約」といいます）に関する一切の關係に適用します。

- 2 当社がレンタル契約の円滑な運用を図るため必要に応じて契約者に対し通知（当社ウェブページでの掲載を含みます。以下同じとします。）する本レンタルサービスの利用に関する諸規定は、本規約の一部を構成するものとします。
- 3 当社は、本規約の全部又は一部を任意に変更することがあります。その場合、当社は契約者に通知します。契約者は、変更後の本規約の規定に従うものとします。

第3条 (レンタル契約の単位)

当社は、さすがねっと Nプラン1回線ごとに1のレンタル契約を締結します。

第4条 (利用申込の条件)

本レンタルサービスの利用申込をすることができる者は、当社が別に定めるさすがねっと Nプラン1Gコースの契約者に限ります。

第5条 (利用申込の方法)

本レンタルサービスを利用する場合は、約款及び本規約に同意の上、当社所定の方法により利用申込を行っていただきます。

第6条 (利用申込の承諾)

レンタル契約は、第5条（利用申込の方法）による利用申込に対し、当社が承諾することにより成立するものとします。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、以下の項目に該当する場合は、利用申込を承諾しない場合があります。
 - (1) 申込内容に虚偽、誤記又は記入漏れがあったとき。
 - (2) 申込者が料金等又は当社との他の契約に基づく債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断した場合。
 - (3) 過去に不正使用などにより、本規約若しくは約款に基づく契約等の解除又は利用を停止された場合
 - (4) 第4条（利用申込の条件）に規定する条件を満たさないとき。

(5) その他、当社が不相当と判断したとき。

第7条 (最低利用期間)

レンタル契約には、24か月間の最低利用期間があります。

- 2 契約者は、第10条（レンタル料金）第3項に定める課金開始日の属する月を1か月目として24か月目の末日までに第8条（レンタル契約の解除）又は第9条（当社が行うレンタル契約の解除）に基づくレンタル契約の解除があった場合は、原則として、解約金が発生するものとし、料金表に規定する金額の支払いを要します。ただし、次に該当する場合は、契約者は解約金の支払いを要しません。
 - (1) 契約者がさすガねっと Nプランについて電気通信事業法の定めに基づく初期契約解除を行う場合
 - (2) 契約成立日からさすガねっと Nプランのサービス開始日の前日までにレンタル契約を解除する場合
 - (3) 第9条（当社が行うレンタル契約の解除）第1項第5号の規定により、当社がレンタル契約を解除する場合
 - (4) さすガねっと Nプランのコース変更に伴いレンタル契約を解除する場合
- 3 契約者が、レンタル契約の解除の後に、再度の契約の申込みを行った場合は、新たに本条を適用するものとします。

第8条 (レンタル契約の解除)

レンタル契約の解除を希望する場合には、そのことをあらかじめ当社に対し当社の定めに従い通知していただきます。なお、Wi-Fiルーターの配送前にレンタル契約の解除を希望する場合は、通知に加えて、配送業者に対し受取拒否をしていただくことが解除の条件となります。受取拒否がなされない場合、あらためて解除を希望する旨の通知が必要となります。この場合、レンタル料金、解約金及び返還費用の負担が発生します。

- 2 レンタル契約の解除日は、さすガねっと Nプランの利用契約の解除とともにレンタル契約を解除する場合はさすガねっと Nプランの解除日とし、さすガねっと Nプランの利用契約を解除することなくレンタル契約の解除をする場合は、Wi-Fiルーターの集荷予定日とします。

第9条 (当社が行うレンタル契約の解除)

当社は、以下の各号に該当する場合には、そのレンタル契約を解除することがあります。

- (1) レンタル料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わなかった場合。
 - (2) 契約者が、本規約の内容又は趣旨に違反した場合。
 - (3) 契約者が、第5条（利用申込の方法）に規定する利用申込において、虚偽の申告を行ったことが判明した場合。
 - (4) さすガねっと Nプランの利用契約が解除された場合。
 - (5) 当社がWi-Fiルーターのレンタルサービスの提供を終了した場合。
 - (6) その他、契約者として不相当と当社が判断した場合。
- 2 当社は、前項の規定によりレンタル契約を解除しようとする場合は、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、緊急でやむを得ない場合はこの限りではありません。

第10条 (レンタル料金)

契約者は本レンタルサービスに対し、料金表に定めるレンタル料金を毎月支払うものとします。

- 2 レンタル料金その他の債務は、さすガねっと Nプランの料金等の取扱いに準じて扱います。
- 3 レンタル料金の課金開始日は、さすガねっと Nプランのサービス開始日又は契約者が指定した住所宛てにWi-Fiルーターが到着した日のいずれか遅い方の日とします。

- 4 前項の場合、課金開始月のレンタル料金は利用日数に応じて日割り計算します。
- 5 レンタル契約終了月のレンタル料金は、月額料金をお支払いいただくものとし、日割り計算は行わないものとします。
- 6 契約者は、レンタル契約期間中にWi-Fiルーターを利用することができない状態が生じた場合であっても、期間中のレンタル料金の全額を支払うものとします。但し、本規約に別段の定めがある場合はこの限りではありません。
- 7 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、レンタル料金の計算の起算日又は締切日を変更することができるものとします。

第11条 (Wi-Fi ルーターの配送)

- 契約者へのWi-Fiルーターの配送は、レンタル契約のお申込み後に、当社が指定する業者（以下「配送業者」といいます。）が、その契約者が配送先として指定した住所宛てに配送します。
- 2 配送業者が契約者によるWi-Fiルーターの受け取りを確認したことをもって、契約者へのWi-Fiルーターの到着が完了したものと扱います。
 - 3 契約者は、Wi-Fi ルーターの配送に必要な事項を当社が配送に関する業務を委託する第三者に提供及び開示すること、並びにかかる第三者がその委託先に提供及び開示することを承諾します

第12条 (Wi-Fi ルーターの取り替え)

- 契約者の責めに帰さない理由に基づいて、Wi-Fiルーターが正常に作動しなくなった場合、直ちに当社に通知するものとし、当社は、Wi-Fiルーターを修理し又は取り替えるものとします。
- 2 前項の修理又は取り替えに過大の費用又は時間を要する場合には、当社は契約者に通知のうえ、レンタル契約を解除できるものとします。
 - 3 契約者の責めによる事由に基づいて、Wi-Fiルーターを滅失又は毀損した場合で、Wi-Fiルーターの利用を継続して希望する場合には、当社が別途指定する手続きに従って届け出るものとします。

第13条 (Wi-Fi ルーターの使用・保管など)

- Wi-Fiルーターの所有権は当社に属し、契約者は、Wi-Fiルーターを善良な管理者の注意をもって使用、保管するものとします。
- 2 契約者は、Wi-Fiルーターの使用、保管に必要な通信機器などの準備及びセキュリティーに関する設定は自己の負担と責任でもって行っていただきます。
 - 3 レンタルされるWi-Fiルーターの種類は当社が指定するものとし、契約者からは指定できないことを予め承諾するものとします。

第14条 (著作権など)

Wi-Fiルーターの使用において当社が契約者に提供する一切の物品（本規約、各種ソフトウェア、取扱マニュアルなどを含みます。）に関する著作権、特許権、商標権、ノウハウなどの一切の知的財産権は、当社又は当社が指定する者に帰属するものとします。

第15条 (禁止行為)

契約者は、Wi-Fiルーターの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

- (1) Wi-Fiルーターを保管（設置）場所から移動し、又は持ち出しすること。
- (2) Wi-Fiルーターを第三者に譲渡し、転貸し、又は改造すること。
- (3) Wi-Fiルーターに貼付された当社の所有権の表示などを除去し、又は汚損すること。
- (4) Wi-Fiルーターについて質権及び譲渡担保権、その他当社の所有権の行為を制限する一切の権

利を設定すること。

(注) 本条第2号に規定する第三者への譲渡については、さすガねっと Nプラン契約約款で規定される利用権の譲渡に準じて取り扱います。

第16条 (ソフトウェアの複製などの禁止)

契約者は、Wi-Fiルーターの全部又は一部を構成するソフトウェア製品に関し、次の行為を禁止します。

- (1) 有償、無償を問わず、ソフトウェアを第三者に譲渡し、又は第三者のために再使用权を設定すること。
- (2) ソフトウェアをWi-Fiルーター以外のものに利用すること。
- (3) ソフトウェアを複製すること。
- (4) ソフトウェアを変更又は改作すること。

第17条 (Wi-Fi ルーターの故障・滅失・毀損)

当社の責めによらない事由に基づきWi-Fiルーターが故障、滅失又は毀損(所有権の侵害を含みます。)した場合は、契約者は当社に対して、料金表3. (機器損害金) に定める費用を支払うものとします。

第18条 (Wi-Fi ルーターの返還)

第8条 (レンタル契約の解除) 又は第9条 (当社が行うレンタル契約の解除) などに規定するレンタル契約の解除などその他の理由によりレンタル契約が終了した場合及びWi-Fiルーターの取り替えが必要となった場合は、契約者は当社が別途指定する方法に基づき、当社が別途指定する期日までにWi-Fiルーターを当社に返還するものとします。なお、契約者がWi-Fiルーターを当社に返還する際に、当社が指定する以外の品物が混入していた場合、当社は当該利用者へ何ら通知等することなく、当該混入品を一律に廃棄します。

- 2 Wi-Fiルーターの返還費用が発生する場合は、契約者自身で負担いただきます。
- 3 契約者が第1項の返還義務の履行を怠った場合には、契約者は当社に対し、料金表3. (機器損害金) に定める費用を支払うものとします。

第19条 (免責事項)

当社は、天災、事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力により生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益及び間接損害などのあらゆる損害について、一切の賠償責任を負わないものとします。また、当社の故意又は重大な過失に起因する場合を除くいかなる場合も、当社の損害賠償の総額は、損害が生じた日が属する月に当社が契約者から受領すべき料金 (消費税を含む) の範囲を超えません。

- 2 当社は、本規約に明示的に定める場合の他は、契約者に対して一切の損害賠償責任及びレンタル料金などの減額・返還の義務を負わないものとします。

料金表

1. レンタル料金

| 区分 | 単位 | 月額料金 |
|---------------|-------------|--------------|
| Wi-Fiルーターレンタル | 1のレンタル契約ごとに | 300円（税込330円） |

2. 解約金

| 区分 | 単位 | 料金 |
|------------------|-------------|---|
| Wi-Fiルーターレンタル解約金 | 1のレンタル契約ごとに | 解除日から当初の最低利用期間の終了日までの残存期間（1か月未満の端数は切り捨て）に応じて1か月あたり300円（税込330円）を乗じた金額 ただし、さすがねっと Nプランの利用契約の解除とともにレンタル契約を解除する場合は300円（税込330円） |

3. 機器損害金

| 区分 | 単位 | 料金 |
|------------------|-------|-------------|
| 機器損害金（Wi-Fiルーター） | 1台ごとに | 6,000円（不課税） |

附 則

（実施期日）

この利用規約は、2025年2月4日から実施します。